

阿南工業高等専門学校教員組織規則

(昭和 53 年 10 月 1 日)

(規則 第 5 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、阿南工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 11 条の規定に基づき、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教員組織を定めることを目的とする。

(副校長)

第 2 条 本校に、副校長（総務）及び副校長（教務）を置く。

2 副校長は、校長から命を受け、これを補佐するとともに、校長から指示された特命事項を処理する。また、校長に事故ある時は、副校長（総務）がその事務を代行する。

3 副校長（教務）は、第 3 条に定める教務主事をもって充てる。

4 副校長（総務）の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 副校長（総務）に事故ある時の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(主事)

第 3 条 本校に、学則第 9 条のとおり、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 主事の職務は、別に定める。

3 主事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(創造技術工学科長)

第 4 条 創造技術工学科に創造技術工学科長（以下「学科長」という。）を置く。

2 学科長は、校長の命を受け、創造技術工学科に関する事項を掌理する。

3 学科長は、教授の中から、校長が選任する。

(専攻科長)

第 5 条 専攻科に、専攻科長を置く。

2 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科に関する事項を掌理する。

3 専攻科長は、専攻科を担当する教授の中から、校長が選任する。

(地域連携・テクノセンター長)

第 6 条 本校に地域連携・テクノセンターを置き、地域連携・テクノセンター長を置く。

2 地域連携・テクノセンターに関する事項は、別に定める。

(広報情報室長)

第 7 条 本校に広報情報室を置き、広報情報室長を置く。

2 広報情報室に関する事項は、別に定める。

(自己点検・評価委員長)

第 8 条 本校に自己点検・評価委員会を置き、自己点検・評価委員長を置く。

2 自己点検・評価委員会に関する事項は、別に定める。

第 9 条 前 5 条に掲げる各職の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の各職に事故ある時の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(校長補佐)

第 10 条 本校に校長補佐を置く。

2 校長補佐は、学生主事、寮務主事、創造技術工学科長、専攻科長、地域連携・テ

クノセンター長，広報情報室長及び自己点検・評価委員長をもって充てる。

3 校長は，必要に応じ，前項以外の者を校長補佐として指名し，特命事項を処理させることができる。

4 校長補佐は，校長の命を受け，これを補佐する。

(副主事)

第11条 本校に，副教務主事，副学生主事及び副寮務主事を置く。

2 副主事は，それぞれ教務主事，学生主事及び寮務主事の命を受け，これを補佐する。

(主事補及び寮監)

第12条 本校に，教務主事補，学生主事補，寮務主事補及び寮監を置く。

2 主事補は，それぞれ教務主事，学生主事及び寮務主事の指示を受け，これを補佐する。

3 寮監の職務は，別に定める。

(コース等主任)

第13条 創造技術工学科に機械コース主任，電気コース主任，情報コース主任，建設コース主任，化学コース主任及び一般教養主任（以下「各コース等主任」という。）を置く。

2 各コース等主任は，各コース等の運営に当たり，また，各コース等を代表して連絡及び調整に当たる。

(専攻科長補佐)

第14条 本校の専攻科に，専攻科長補佐を置く。

2 専攻科長補佐は，専攻科長の職務を助け，専攻の運営に関することを総括する。

3 専攻科長補佐は，専攻を担当する教授又は准教授の中から，専攻科長の推薦に基づき，校長が指名する。

(学級担任及び学年主任)

第15条 本校に，学級担任及び学年主任を置く。

2 学級担任は，それぞれ担当する学級の運営，指導及び監督にあたる。

3 学級担任は，それぞれ担当する編入学生・留学生・社会人学生・帰国生徒の学習及び生活に対する支援にあたる。

4 学年主任は，それぞれ担当する学年に属する学級担任との連絡及び調整にあたる。

(図書館長)

第16条 本校に図書館を置き，図書館長を置く。

2 図書館に関する事項は，別に定める。

(学生相談室長)

第17条 本校に学生相談室を置き，学生相談室長を置く。

2 学生相談室に関する事項は，別に定める。

(総合情報処理室長)

第18条 本校に，総合情報処理室を置き，総合情報処理室長を置く。

2 総合情報処理室に関する事項は，別に定める。

(キャリア支援室長)

第19条 本校に，キャリア支援室を置き，キャリア支援室長を置く。

2 キャリア支援室に関する事項は，別に定める。

(グローバル推進室長)

第20条 本校に，グローバル推進室を置き，グローバル推進室長を置く。

2 グローバル推進室に関する事項は、別に定める。

(リサーチユニット長)

第21条 本校に、リサーチユニットを置き、リサーチユニット長を置く。

2 リサーチユニットに関する事項は、別に定める。

(高度情報教育センター長)

第22条 本校に高度情報教育センターを置き、高度情報教育センター長を置く。

2 高度情報教育センターに関する事項は、別に定める。

第23条 前12条に掲げる各職の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の各職に事故ある時の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(運営委員会)

第24条 本校に、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(創造技術工学科会議)

第25条 本校に、創造技術工学科会議を置く。

2 創造技術工学科会議に関する事項は、別に定める。

(教員会議)

第26条 本校に、教員会議を置く。

2 教員会議に関する事項は、別に定める。

(教員人事戦略委員会)

第27条 本校に、教員人事戦略委員会を置く。

2 教員人事戦略委員会に関する事項は、別に定める。

(委員会等)

第28条 本校に必要な応じて委員会・室及び会議（以下「委員会等」という。）を置く。

2 委員会等に関する事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年5月17日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成2年11月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成5年4月7日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

2 土木工学科主任は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、土木工学科が存続する日までの間、建設システム工学科主任である者が兼ねるものとする。

附 則

この規則は、平成5年6月16日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 5 月 14 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 2 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 機械工学科主任，電気電子工学科主任，制御情報工学科主任，建設システム工学科主任及び一般教科主任は，改正後の第 10 条第 1 項の規定にかかわらず，機械工学科，電気電子工学科，制御情報工学科，建設システム工学科及び一般教科が存続する日までの間，各コース等主任である者が兼ねるものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校校長補佐会議規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 4 年 8 月 9 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 5 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校校長補佐会議規則（令和 4 年 4 月 1 日規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年10月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年6月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。